

40522

教科書文庫

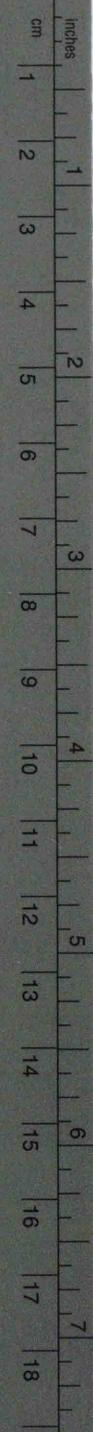
4
110
44-1941
2000025685

Kodak Gray Scale

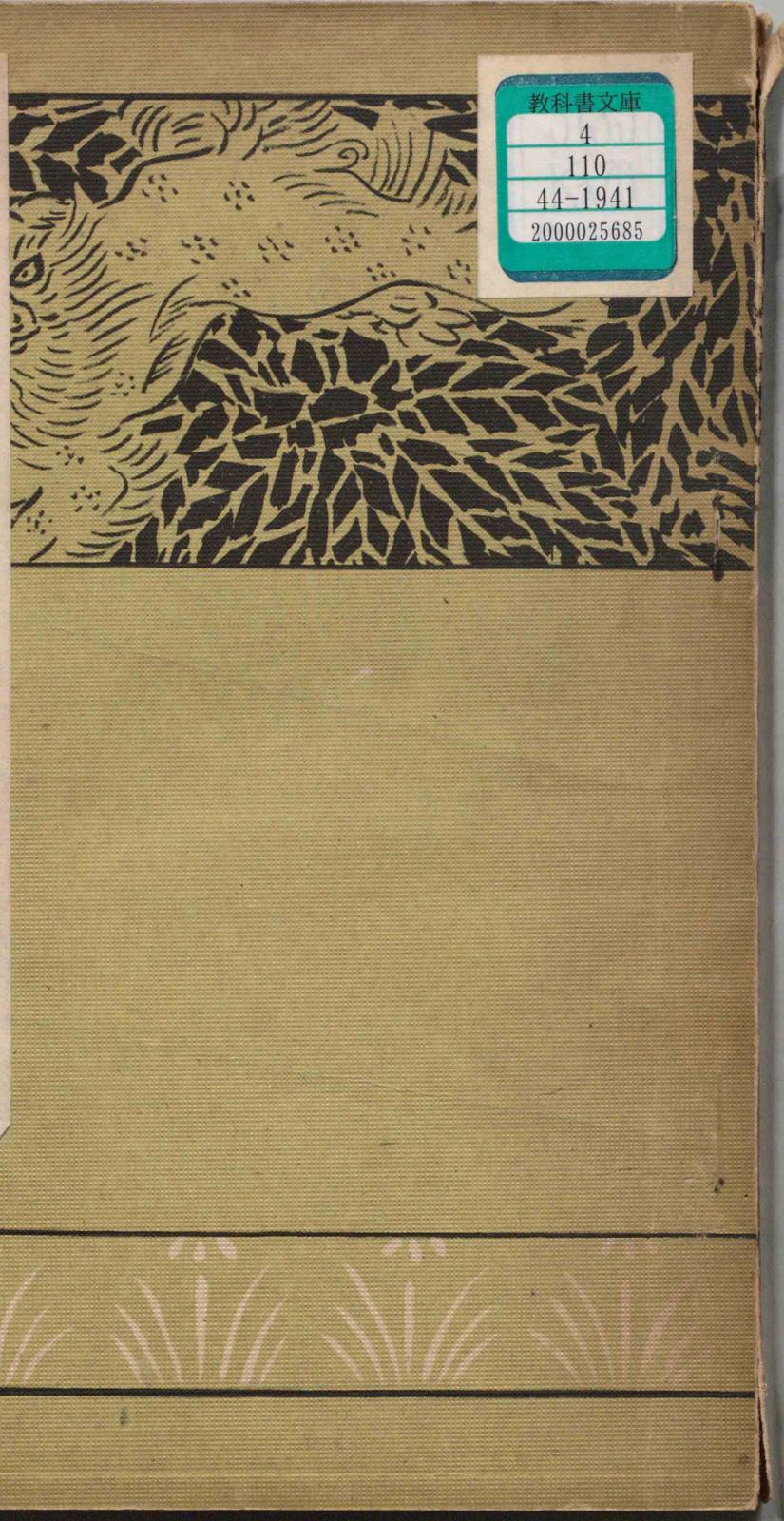
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

**Kodak Color Control Patches**

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

資料室

375.1
Kaz

昭和六十一年八月五日
文部省検定済用実業修身科書

教科書文庫
4
110
44-1941
2000025685

簡明實業修身書

廣島文理科大學教授 文學博士勝部謙造著

中等學校教科書株式會社發行



廣島大學圖書也



神

勅

豐葦原千五百秋
之瑞穂國是吾子
孫可王之地也宜
爾皇孫就而治焉
行矣寶祚之隆當
與天壤無窮者矣

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は
是れ吾が子孫の王たるべき地な
り 宜しく爾皇孫就きて治せ
行矣 寶祚の隆えまさむこと當

御 誓 文 (明治元年戊辰三月十四日)

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシ
メン事ヲ要ス
一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 股躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明
ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ
基キ協心努力セヨ

勅 語

朕惟フニ我力皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深
厚ナリ我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美
ヲ濟セルハ此レ我力國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存
ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レ
ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器
ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ
一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ
是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ
遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守ス
ヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣
民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ
其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ
永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明
ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺
ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ
治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自
彊息マサルヘシ

抑我力神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我力光輝アル國史ノ成跡トハ炳ト
シテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本

近クスニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我力忠良ナル臣民ノ協翼ニ
倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾
フ爾臣民其レ克ク朕力旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

内閣總理大臣侯爵 桂 太郎

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振
作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留
メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大
綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申
ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道徳ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵
養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著
レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕卽位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ
思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク崩シ輕佻
詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セ
ムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興
ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振

作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在
ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ並進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風
俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇
厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ
責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ
入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セス
シテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉
トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ
恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛
以下各國務大臣 副署

踐祚後朝見ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語

(昭和元年十二月二十八日)

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ賴リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大
權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖
宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ

惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外
武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ
皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廻チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ
聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛
極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ

廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル
唯競業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル
輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經
濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ
舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃
クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懲ムヘシ

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ
我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中
外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスル
ヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尚ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通

ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和
シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是
レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徵ニ
シ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司
其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬
ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼

御即位禮當日紫宸殿ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語

(昭和三年十一月十日)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕力躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ賴リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率ヰテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ賴リ以テ天職ヲ治メ隆スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ

朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ方ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕力志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

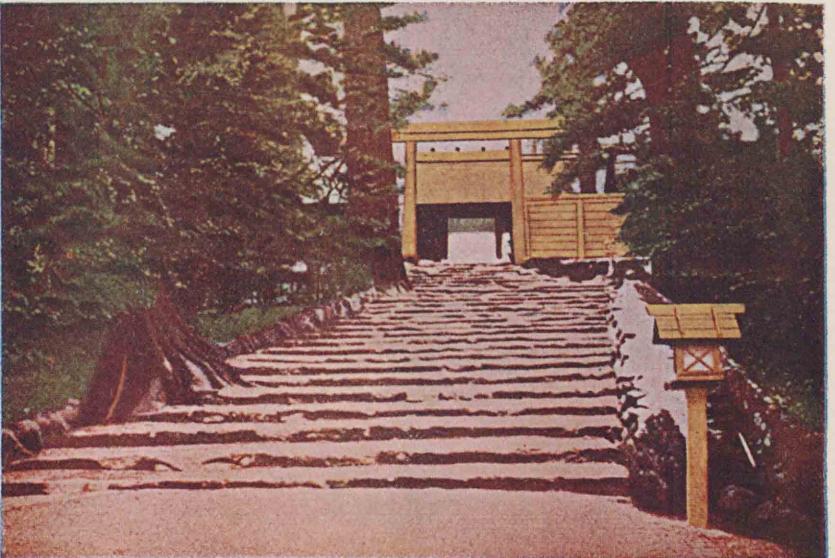
教育ニ關スル御沙汰 (昭和三年十二月十日)

祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲ス皇祖考夙ニ學制ヲ頒チ更ニ宸勅ヲ降シ昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘリ皇考遺緒ヲ承繼シ又聖諭ヲ降シテ先朝ノ洪範ヲ申明シタマヘリ朕今列聖ノ遺圖ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ以テ人心ノ歸趣ヲ正クシ大ニ學藝ヲ振ヒ以テ國運ノ伸張ニ資セムコトヲ念フ局ニ教學ニ當ルモノ其レ能ク朕カ意ヲ體シ夙夜淬礪祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセムコトヲ務メヨ

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

(昭和十四年五月二十二日御下賜)

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繫リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ



明治天皇御製

とこしへに民やすかれと祈るなる
わが世をまもれ伊勢のおほかみ

昭憲皇太后御歌

神風の伊勢のうちとのみやばしら
ゆるぎなき世をなほ祈るかな

明簡 實業修身書 卷三

目 次

第一 人格の價值

① 人格の意義 —— ② 人格の尊重 —— ③ 人格の價值 —— ④ 人格の修養

第二 良心

① 道徳の大法 —— ② 良心の意義 —— ③ 良心の働き —— ④ 良心の權威
—— ⑤ 良心の發達

第三 行爲と品性

① 行爲の意義 —— ② 行爲の過程 —— ③ 品性 —— ④ 行爲と品性 —— ⑤ 德

器成就

第四 道徳の尊嚴

- ④ 道徳の尊嚴 —— ③ 法と道徳 —— ③ 政治と道徳 —— ④ 経済と道徳 ——
- ⑤ 藝術と道徳 —— ③ 宗教と道徳

第五 我が國民道徳

- ① 國民道徳の意義 —— ② 我が國民道徳の二大特質 —— ③ 忠孝一致 ——
- ④ 忠君愛國の一一致

第六 惟神の道

- ④ 惟神の道 —— ② 神勅 —— ③ 純神道と教派神道 —— ④ 敬神崇祖

第七 思想問題(上)

- ④ 思想問題 —— ② 個人主義 —— ③ 個人主義の批判 —— ④ デモクラシー
- ⑤ その批判

第八 思想問題(下)

- ④ 社會主義 —— ② その批判 —— ③ 思想問題に對する我等の覺悟

第九 摸擬と獨創

- ④ 摹擬 —— ② 獨創 —— ③ 獨創的精神涵養の工夫

第十 人類愛

- ④ 人類愛 —— ② 日本精神の平和的精神 —— ③ 國史の跡 —— ④ 人類愛と祖國愛

第十一 我が國民文化

- ④ 文化 —— ② 學術 —— ③ 教育 —— ④ 儒佛二教及び西洋思想 —— ⑤ 我が國の文化

第十二 我が國民性

- ④ 全

●國民性——●國民性の由來——●我が國民性の長所と短所——
農工商の地位——●我等の反省

第十三 肇國の精神と維神の皇猷

●肇國の精神——●三種の神器——●神武天皇御創業の精神——
維新の皇猷

第十四 教育に關する勅語發布の由來

●西洋文化の輸入——●幼學綱要の頒布——●思想界の混亂——
教育勅語の渙發

第十五 教育に關する勅語の精神

●第一段——●第二段——●第三段——●第四段

第十六 日本の使命

一三

●人類の文化——●東洋文化と西洋文化——●我が國の地位——
生命の進出力——●日本の使命——●皇運扶翼の大道

廣島大學生印

書院

明簡 實業修身書 卷三

第一 人格の價值

● 人格の意義

人格とは何であるか。

人格とは「人の人たる所以の資格」である。然らばその資格とは何であるか。

人格は自覺を有してゐる。即ち千變萬化する我を同一の我と認識する働きがある。次に人格は統一的な活動をする。昨日の我と今日の我と同一の我と考へ、自分の爲した事に責任を有つてゆける。第三に人格は理想を有し、自

二 人格の尊重

由活動によつてこれを實現しようとする。要するに自意識があり、責任の主體として自律的活動をするものが人格である。従つて同じく人と言つても、小兒のやうなのは人格の未成者であり、精神病者のやうなのは人格の分裂者であつて、これらは人格あるものと稱することは出來ない。

以上、人格の意義から見て、人は男女・老若・貴賤・貧富の別なく、すべて人格を有する點に於ては平等である。我等は小兒や精神病者の行爲に對して責任を問はないのは、相手の人格を認めないからである。之に反して極惡人の行爲でもこれを責めるのは、彼を以て一箇の人格を有するものと考へるからであつて、責任を問ふのは即ちその者の人格を

認むる所以である。

我等は互に人格を尊重しなければならぬ。自ら自己の人格を尊重して、自律的に活動することを努むると共に、他人の人格價值を認めてその自由意志を尊重しなければならない。

小泉八雲、本名ラフカデイオ、ハーン



小泉八雲

は、東京帝國大學在職の折家の近くに或理髮店があり、その主人は剃刀を使ふことが非常に巧であつたのを稱讚し、いつも禮を盡して之に接したといふ。ハーンは洞察と同情に富んだ文人であつた上、英文學に於ては有數な名文家で、その魅力ある

●人格の價值

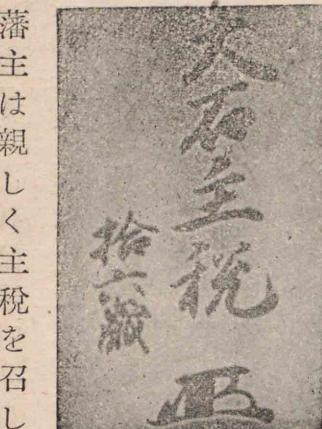
文章は、非常に多くの日本びいきを作つたといはれる。ペンを執つて名文をものした彼が、剃刀を動かすのに非凡な手を有つてゐた理髪店の主人に敬意を拂つたのは、如何にも彼の風格を現はすものとして面白く思はれる。ペンと剃刀とは違つても、それに精力が集注される所に共通な點がある。我等はこの小話によつて、教へられるところが少くない。

かくの如く人格を平等とするのは、その本性の上から見たものであるが、しかし、その發揮の程度は人毎に異つてゐる。即ちその活動の高低・深淺・廣狹などの程度に應じて、高い人格、低い人格、偉大な人格、狹小な人格などの差違を生ずるのは言ふまでもない。要するに、すべての正常人は人格的可能性を有する點に於て平等であり、可能性實現の實體

としては不平等であるといふことに歸着する。

責任感は人格の高下を計る尺度である。修養によつて人格が高まつてゆけば、嘗ては自分の責任以外に思つてゐた事までも責任を感じるやうになる。吉田松陰は至誠を以て國事に奔走し、遂に幽囚の身となり刑場の露と消えたが、彼は決して世を呪ひ人を咎めることを爲さず、「至誠未だ足らず、天地を感動せしめることが出来ないで、このやうな厄難に陥つたのは洵に相濟まぬことである」と言つてゐる。

元祿十六年二月、大石良雄等四十



蹟筆主石大

藩主は親しく主税を召して愈々切腹と定まつたことを告げ「何

か希望があれば遠慮なく申出よ。』と言つた。主税はその厚意を謝して、何も思ひ残すことはないと言ひ、更に『父良雄と共に自分も切腹を仰付けられるのは武士の面目である。東國へ發足の時、父は自分に諭して『今回の企ては、不肖内藏介の申出したことに、多くの人々が同意してくれたので、決行することが出来るのだ。この企てが成就しなければ勿論死なねばならぬが、成就しても矢張り死ななくてはならぬ。』いづれにしても死は一つである。同志の面々は固より覺悟の上であるが、遺族の悲しみは一通りであるまい。これ皆内藏介が此の企てをした爲であると思へば、何とも相濟まぬ次第である。就ては我等父子は申譯の爲にも真先に命を捨てねばならぬ。其方もその決心を固めて置かねばならぬぞ』と、しかと申附けられた。幸にして父の希望通りになつて何よりも有難いことである。』と語つたので、並み

居る人々はいづれも涙に咽んだといふ。佐久間艇長がその遺書に『謹ンデ陛下ニ白ス。我部下ノ遺族ヲシテ窮スルモノ無カラシメ給ハソコトヲ。我ガ念頭ニ懸ルモノ之アルノミ』とあるのといひ、二人の愛子を失つた乃木大將が『これぞ武門の面目』とステッセルに答へた心事といひ、我等はこれら崇高偉大な人格に對して、感激の情に襟を正さざるを得ない。

ゲーテは『絶えず擴大する圓』といふ語で人格の發展を形容してゐる。人格の發展は、同心圓が次第にその圓周を擴大するやうなものである。我等は入學當初より年一年と修養を重ねて、人格の圓周を擴大し、今や最高學年に進んだ。我等は今、最上級生として全校生徒の代表者の如き觀があり、その一舉一動は直ちに下級生に影響し、延いて學校の榮

辱に關することが少くない。且この一年後の我等には實際生活の戰線が敷かれてゐるのであるから、その責任の重大なのを自覺し、學年の初頭より一層研學と修養に盡して、以て有終の美を濟すの覺悟がなくてはならぬ。

○

山中の賊を破るは易く、心中の賊を破るは難し。區々鼠竊を翦除するは何ぞ異と爲すに足らん。若し諸賢心腸の寇を掃蕩して以て廓清平定の功を收めば、此れ誠に丈夫不世の偉績なり。(王陽明)

第二 良心

これを考へることの度重なれば重なるほど、長ければ長いほど、いや増しに募る新なる畏敬の念と讚美の情とを漲らしめるものに二つある。——上にあつては星の輝く空で、内にあつては道德法である。

大哲カントは言つてゐる。胸中燐として輝く道德の大法——これを良心の命令といふ。

良心とは是非善惡の評價をする道德意識である。苟くも白痴瘋癲でないかぎり、人は誰でも是非善惡の區別を知り、善い行爲はこれを嘉し、悪い行爲はこれを憎むだけでなく、善いことはせねばならぬ、悪いことはしてはならぬといふ意識を有つてゐる。これは萬人共通の事實である。孟

子に、

「口の味に於けるや同じく嗜むあり、耳の聲に於けるや同じく聽くあり、目の色に於けるや同じく美するあり、心に至りては獨り同じく然りとなす所なからんや。心の同じく然りとなす所とは何ぞや。謂く、理なり、義なり。聖人は我が心の同じく然りとなす所を先得せるのみ。」

とある。「心の同じく然りとなす所」——すべての人が理義をば均しく理義として尊重する意識、これを良心といふのである。

古來、良心を以て神の聲であるとか、人間固有の特殊能力であるとか説くものもあるが、いづれも當を得たものでない。良心は神の聲ではなくて人の聲であり、特殊能力でなくて道徳に關して働く我等全體の活動である。

良心は善惡を判斷し、稱讚・非難し、命令・禁止する。故に良心が實際に働きをあらはす爲には、三つの心の働き——知の働き、情の働き、意の働き——が必要である。

知の働きによつて正邪善惡の判斷が成立する。我等が修身科を學んで道徳上の識見を養ふのも、畢竟これによつて道徳的理想的構成と、これに基づく正しい判斷とを得んが爲である。

情の働きには指導と審判とがある、即ち我等が正邪善惡の判斷に伴つて、正善を喜び邪惡を憎み、邪惡を排して正

善に就かうとする情、これを指導感又は責務感といふ。既に實行を終つて後に起る満足若しくは後悔の情、これを審判感といふ。

正邪善惡を判断し、行爲に對する責務を感じると同時に、正しいこと善いことは進んで爲さう、又、爲させようと決意し、正しくないこと悪いことは決してすまい、又、さすまいと決意する。これが意の働きである。意の働きによつて良心は完結する。正善と知り、これに對する責務の感を有しながら、これを實行するに至らないのは、いはゆる薄志弱行の徒である。

要するに知情意の三つの働きが具備して、始めて良心が

行動として現はれ、實際道德となる。故に良心を以て道德に關して働く我等の心意全體の活動と稱したのである。

良心は我等にとつて最高の權威を有する。神の聲ではないけれども、最高の權威を有つてゐる點に於て「心の内の神」であるといふことが出来る。正善と認めたことは、どこまでもこれに就かねばならぬと感ぜしめ、邪惡なりと認めたことは斷じてこれを斥けねばならぬと感ぜしめる。それはちやうど無上の權威を具へたものが、我等に向つて命令するやうな觀がある。カントが道德の大法を以て「無上命法」といつたのは、この意味に外ならない。

我等は常に良心の命ずる所に従ふことによつて、始めて

人間としての生活を完うし、價値ある人生を送ることが出来る。孟子に、

「曾子曰く、吾嘗て大勇を夫子に聞けり。自ら反みて縮からずんば褐寬博と雖も吾惄れざらんや。自ら反みて縮くんば、千萬人と雖も吾往かんと。」

とある。即ち千萬人の反對者を敵としても、良心による主張を枉げないといふのである。

之に反して私欲に惑はされ、邪道に踏み入る時は、それが度重なるに従つて良心の働きを癪痺し、悪事を敢てしてしかも恬然たるやうになる。尙書に、

「人心惟れ危く、道心惟れ微なり。惟れ精惟れ一、允に厥の中を

執れ。」

とある。私欲には蔽はれ易く、爲に正道を踏み違へる危険が多い。故に良心は曇りがちである。人は心を純一にし中正の徳を保つやうにせよと教へたのである。

前に述べたやうに、良心は人間に先天的に具つた特殊能力でなく、従つて始めから完成してゐるものでないから、我等は修養の力によつて、これを發達させることが肝要である。即ち學んで正邪善惡を知り、正善を好み邪惡を斥くるの情を養ひ、意志を鞏固にして實行上の效果を齎すやうにしなければならない。修養の功を積めば、遂には何等の努力を用ひないでその行爲が道徳に協ふやうになる。孔子

が「十有五にして學に志す」から始まつて「三十にして立ち、四十にして惑はず、五十にして天命を知り、六十にして耳順ふ」の道程を經、遂に「七十にして心に従せ、欲する所不爲」と到つた境地は、即ち無意識的に自由行動しても、その事がすべて法度規範に合するやうになつたもので、斯くの如きを「完全な人」といふ。我等は常に修養を重ねて良心の發達に努め、「完全な人」を目標として精進しなければならない。



(筆山華邊渡) 孔子

第三 行爲と品性

良心によつて是非善惡の評價を受ける對象は、我等の行為と品性とである。

行為とは我等人類の有意動作をいふ。

行為は人間の動作に限られてゐる。従つて、人間以上の神佛の行動や、人間以下の生物の動作は、行為の範圍に入らない。人間の中でも、幼兒や異常者など道德的能力を有しない者の動作も行為とはいへぬ。即ち幼兒が器物を壊したり、狂人が亂暴したりしても、これを道德的評價の對象とすることは出來ない。次に行爲は有意動作のみを指して

いふ。有意とは自分の意志によつて一定の目的を定め、それを實現しようとする事をいふ。従つて正常の人でも、その者の夢中の動作や、強迫の下に已むを得ず爲した動作などは、道德上の行爲とは認めない。

之を要するに、道德的判断の対象たるべき行爲は、必ず正常の状態にある者が故意に行つた動作でなくてはならない。

我が現行の民法や刑法では、心神喪失者・心神耗弱者・聾者・啞者・盲者等を法律上の能力者と見ない。民法では二十年未満は未成年者であり、刑法では十四歳未満の者の行爲を罰しない。又、法律に特別の規定ある場合を除いて、罪を犯す意志のない行爲

は之を罰しない。かくの如く、異常者・未成年者の行動や、意志の働きの伴はない動作を十分の意義に於ける行爲と見ないのは、道徳上からも十分の理由を認めることが出来る。

◎行爲の過程

行爲の起點は缺乏の發生にある。即ち我等は絶えず身體上・精神上に缺乏が存在し、隨つてこの缺乏を充たさうとして欲望が生ずる。かくてこの欲望についてその採擇の可否を思慮し、もし可なればこゝに實行の決意をするのである。然るに欲望は同時に二つ以上起ることが多い。その場合には、まづいづれを採るべきかについて選擇を行うてから決意をする。この選擇と決意とは行爲者自身の自由意志によるもので、我等が自分の行爲に對して責任を持

三品性

つのも、その根據は全くこの選擇・決意の自由があるからであつて、これは行爲の成立について最も重要な點である。要するに行爲は欲望・思慮・選擇・決意の内的過程を経て、然る後外的動作として現はれるもので、しかも行爲をして道德的評價の對象たらしめる中心は、選擇・決意の意志の働き、いはゆる意志の自由にあることを忘れてはならぬ。

同一の行爲を反復してみると、その行爲をなし易く、それに反した行爲はなし難いといふ傾向が生じて、ここに一種の習慣が形造られる。例へば毎朝遅くまで寝てゐる行爲を繰返すと、終には朝寝の習慣が出来る。又、始終學業に精勵してみると、遂には勉強せずには居られないやうになる。

かういふ善惡の習慣は數限りなく生ずるものであるが、これららの習慣がその人の素質に加はつて、全體としての人柄ひとがらを成したものを品性と名づける。

品性は行爲の集積である。善い行爲を反復すれば善い品性を生じ、悪い行爲を反復すれば悪い品性が出来る。然るに品性は又行爲となつて現はれる。善い品性の人は自ら善い行爲をなし、悪い品性の人は自ら悪い行爲をする。要するに、行爲は品性を作るものであると共に、品性は行爲を決定するものである。

しかし、これは一般的の言ひ方で、實際に於ては、かくの如く決定的のものではない。もとより行爲は意志の自由に

四行爲と品性

五 德器成就

よつて成立するものであるから、朝寝の習慣ある人でも努力すれば早起することが出来、勤勉な人でも時に緊張を缺くことがあり得るので、その者の心懸け次第によつて品性に反する行爲に出ることが出来るので、こゝに修養努力の效が存する。

教育に關する勅語に「德器ヲ成就シ」と仰せられたのは、徳のある有爲の人たれとの御諭で、即ち高潔圓滿なる道德的品性を修養せよとの聖旨である。我等は自ら顧みて缺點短所の改善に努力し、美點長所は益々これを助長するやうにし、以て品性の向上を圖り、有爲の人物とならなくてはならぬ。

四 道徳の尊嚴

第四 道徳の尊嚴

我等をして崇高偉大なる人格者たらしめるのは道徳の力による。

道徳は人間生活の統一原理である。即ち道徳は科學・法律・政治・經濟・藝術・宗教等と並んで存するものではなくて、これら一切を統制するものである。従つて學者も法律家も政治家も實業家も、およそ人間生活を營むものは、均しく道徳に準據しなければならない。藝術家であるから道徳に外れたことをしてもよい、宗教家であるから道徳を超えて差支ないなどといふことは、決して許されない。

四 道徳の尊嚴

公共の安寧幸福を圖る爲、國家がその權力に依つて國民に遵奉を強制する社會的規範を法といふ。

法治國民として國法に遵ふべきは言ふまでもない。しかし、法は國家生活に必要な最低限度の規定を定めるに過ぎず、道德が人間生活の全般に亘つてゐるのに比して、その範圍に廣狭の別がある。隨つて法律に背いた行爲は必ず道德に違反するが、法に肯かない行爲のすべてが必ずしも道德的行爲といふ譯にはゆかない。例へば子供が池に陥らうとしてゐるのを知りながら、之を傍観しても、違法として罰することは出來ないが、道德はこれを人道に背くものとして責めるのである。要するに道德は法の根本で

あり淵源である。朱熹が「聖人の治は德を以て化民の本と爲し、刑は特だ以て其の及ばざる所を輔くるのみ」と言つたやうに、法の根據は常に道德によつて支持せられ、法の規定も運用も、一に道德の力によつて律せられる。されば法が眞によく遵法されるか否かは、一に懸つてその國民の道德的信念の強弱如何に基づくものである。

立憲政治は民意を重んじて行ふ政治で、人民を立法に參與せしめるのがその特色であるから、輿論を代表する團體としての政黨が生れる。政黨とは同一の政見政策を有する者が集つて、其の政見政策の實現を圖る爲に組織した政治團體である。政黨は輿論の代表者として、皇運扶翼のた

(四) 経済と道德

め國利民福を圖るべきもので、たゞ黨勢の擴張、黨利の壟斷に専らにして、政治道德を棄し、爲に國家の大局を忘れるが如き弊に陥つてはならない。近來政界淨化の聲が高く、選舉の肅正が叫ばれて國民一般も漸く自覺するやうになつたのは、洵に喜ばしいことである。

經濟活動は人間生活に缺くべからざる要素である。世に經濟を以て道德に反するものゝやうに考へ、殊に我が武士道では金錢のことを口にするを武士の恥とする風があつたけれども、古往今來、經濟的獨立を失つたものが衰滅の運命を辿る事實に照しても、經濟を無視することは、決して正しい道といふことは出來ない。

しかし、經濟は我等の生活を維持し、文化を向上せしめる資料として重要な條件ではあるが、これを以て人生の目標とすることは誤つてゐる。要するに經濟は人格完成の目的を達する手段であつて、しかも道德と一致することによつてその意味が生ずるのである。

(五) 藝術と道德

藝術と道德との關係について、本居宣長はその「玉の小櫛」に、

「物のあはれを知るといふことを、おしひろなめば、身ををさめ家をも國をも治むべき道にも至りぬべし。人のおやの子を思ふ心しわざをあはれと思ひしらば、不孝の子は世にあるまじく、民のいたづき、奴のつとめをあはれと思ひ知らむには、世に不仁

の君はあるまじきを、不仁なる君、不孝なる子も、世にあるは、云ひもてゆけば、ものゝあはれを知らねばぞかし。されば物語は、物のあはれを見せたるふみぞと云ふことをさとりて、それをむねとして見るときは、おのづから教誡になるべきは、よろづにわたりて多かるべきを……」

と述べてゐる。「物のあはれ」を知ること、即ち美を觀照することとは、自ら道徳を知ることであるとの説である。藝術を以て道徳の方便とするのは誤であるけれども、眞の藝術は決して道徳と背馳するものでなく、これによつて道徳を促進せしめる力を有つてゐる。世に藝術至上主義などと云つて、道徳を無視した藝術を唱へる者は、藝術の眞意を解したものといふことは出來ない。

宇宙の偉大と神祕に接し、時の流れの悠久を思ひ、これに對して崇敬の情を起し、之に比べて渺たる自分を顧み、さては不可抗力の天變地異に直面して、今更のやうに人間の力と運命のはかなさを感じる時、我等は人間以上の或者の存在を信じ、それに頼つて救ひを求めようとする。これを信仰といひ、信仰に禮拜の形式を伴うて宗教が成立する。

我等は自分の信ずるところに従つて如何なる宗教をも奉ずることが出来る。しかし、それが國體・國情を無視して國家の道徳に背馳するやうなものに對しては、國家はこれを禁止してゐる。帝國憲法第二十八條に「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教

ノ自由ヲ有ス」とあるのは、即ちこの趣旨に外ならない。

之を要するに、道德は人間生活の一切を統制する原理であつて、人生のすべてに亘つて絶對的の拘束力を有する嚴肅な事實である。我等は個人としても社會人としても、すべての行爲を道德的規範の下に律しなくてはならない。そこには人格の向上があり、人生の意義がある。

○

人言ふ、浮世は夢の如し、樂を取る幾時ぞと。此の言實に非なり。浮世は夢の如し、空しく一日を経過すべけんや。

唯務めて善を爲さんのみ。〔徳川秀忠〕

第五 我が國民道德

國民道德の
意義

道德は人間生活のすべてに亘つて之を統制する原理である。この意味に於て道德の原理は、萬人の認めて以て當爲當行のものでなくてはならない。畏くも明治天皇が教育に關する勅語に「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と仰せられたのは、即ち道德の根本義をお示し遊ばされたものである。

しかし、我等は人間であるといふ上に、更に國家の一員である。國家はその組織の最も發達し、その形式の最も完備した社會で、現代に於ける人間生活の最大最高の條件であ

り、今日の文明人の社會的生活は、すべて國家の一員即ち國民としての生活である。國家はそれゞゝ肇國の事情を異にし、社會組織を異にし、且その長い歴史的過程は一層その特色を鮮明ならしめてゐる。従つて各國民の道德は必ずしも其の趣を一にしない。道德がこの特殊な國民生活を本として立てられた場合に、これを國民道德と稱へる。

國民道德は特に國民的色彩の濃厚な道德である。個性の色彩の濃厚な人は、通例人格的價値の偉大な人物であるやうに、國民道德の特質の鮮明な國民は又偉大な國民である。國民道德の盛な國は榮え、國民道德の衰へた國は衰へる。國民道德は實にその國家の存續し發展する所以の道

徳である。

◎我が國民道
徳の二大特
質

我が國民道德には顯著な二大特質がある。一は忠孝の一致であり、一は忠君愛國の一致である。

忠孝は臣子の大道で、古今東西如何なる國家もこれを重んぜぬものはない。けれども外國では忠と孝とは分離して、動もすれば相冲突するを免れないのに、我が國では渾然一致して離れない。これが忠孝一致を以て我が國民道德の特質とされる所以である。

我が國では肇國以來、國を擧げて總合家族を爲し、皇室を以て大宗家となし、萬世一系の天皇を以て御家長と仰ぎ奉り、人民は支家末流として今日に及んだのである。されば

我等の祖先が嘗て忠誠を效した天皇は、即ち我等の今日事へ奉る皇室の御祖先にましますから、我等が天皇に對し奉つて忠を盡すのは、即ち祖先の志をなす所以の道であつて、孝の大なるものである。孝は即ち忠、忠は即ち孝、いはゆる忠孝一致の大義は實にこゝに存する。

忠孝一致の信念は、上古以來我が國民の間に深く根ざしてゐる。大伴氏の一族が、「天君の邊にこそ死なめ、顧みはせじ」と言ひ繼いだのは即ち祖訓を服膺するもので、そこに忠孝が一體となつてゐるのである。大伴家持が「喻族歌」に、縷縷數百言を費して、我が家が祖先以來相承けて奉公の道に忠勤を抽んでた名族であることを述べ、

おほろかに 心おもひて 空言も 祖の名絶つな 大伴の
氏と名に負へる ますらをのとも
と訓戒激勵したのによつても、その一斑を知ることが出来る。

雄略天皇は崩御に臨んで重臣に遺詔して、

方今區宇一家のごとく、烟火萬里。百姓安くて、四夷賓服ふ。
此れ又天意區夏を寧かにせむと欲せり。所以に心を小め己を
勵まして日一日を慎むことは、蓋し百姓の爲の故なり。(中略)義は
乃ち君臣なり、情は父子を兼ぬ。庶くは臣連の智力、内外の歡心
に藉りて、普天の下をして永く保安樂しめむと欲ひき。

と仰せられた。蓋し斯くの如きは歴代天皇の御志であらせられる。即ち明治天皇が憲法發布の上諭に、

朕力親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕力祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ

と宣はせられ、大正天皇が御即位禮勅語の中に、

爾臣民世世相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶亦父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリと仰せられ、今上天皇陛下が御即位禮勅語の中に、

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一

ニス

と宣はせられたのによつても、之を窺ひ奉ることが出来る。

菅原道眞も亦忠孝一致の趣旨を明確に述べてゐる。即ち「菅家遺草」に

「君父の教は同じかるべく、孝子の門には必ず忠臣有り。臣子の道何ぞ異ならん。」

とある。前に述べた吉田松陰の「士規七則」の中に「君臣一體、忠孝一致なるは、唯我が國のみ然りと爲す」とあるのは、我が國民道徳の特質を、忠孝一致に認めたものである。

忠君愛國の一致も日本特有の國家組織より生ずる一つの結果である。即ち我が國は皇室が中心となつて出來た國家であり、皇室と國家とは固より一體を成して居るから、

皇運と國運とは密接不離の關係を有してゐる。隨つて皇運を扶翼し奉ることは即ち國を愛することとなり、國を愛することは軽て君に對し奉る忠となる。外國では忠君と愛國とが必ずしも一致しないことは、その歴史を繙けば自ら明かであつて、我が國の如く忠君と愛國との全然一致する國は、之を他に求めるることは出來ない。これによつて我が國民の愛國的行動が、他國に比して一層重要な意義を有することがわかる。

わが國史上「愛國」といふ語の見えたのは、日本書紀の持統天皇四年がその始めてある。唐の初、朝鮮問題から我が國が唐と戦端を構へた時、齊明天皇は筑紫の朝倉宮に行幸して親しく軍を



水城址

督し給うたが、御不幸にも行宮で崩御遊ばされた。續いて天智天皇の御代となり、間もなく我が軍は朝鮮の白村江で唐の軍と戦つて敗れた。この時筑紫から出た軍丁大伴部博麻は唐に捕虜となり、長安の都に連れて行かれた。長安では博麻のほかに土師連富杵等四人の者が幽囚の身となつて數年を暮したが、そのうちに唐が新に大軍を起して日本を討つ計畫を立てたといふ噂を聞いて、早く歸國して朝廷に報告し、國防を安全にしたいと思つたが、捕虜の身であるから、衣糧萬端の費用がない。そこで博麻は他の四人に向つて、「我が身を奴隸に賣つて金を調へ、それを一切の費用に差出さう。たとへ自分は一生を他國で送つても、聊か國恩に報ず

ることが出来れば本懐である」と言つた。かくして富杼等四人は博麻の力によつて無事に日本に歸り唐の企てを天皇に報告し奉つた。これによつて勅命が下つて筑紫に水城が設けられた。唐の計畫は實現するに至らず幾くもなくして和が結ばれたが、その後六百餘年を経て鎌倉時代に至り、元の入寇した時、防戦上その効が少くなかつたのである。

博麻は獨り淋しく唐に留り、奴隸となつて勞役を続けること三十年。年老い身も衰へたので、やうやく奴隸を免されて歸國することを得た。時に持統天皇の四年である。その壯烈な事蹟は國司の知る所となり、國司から一切を朝廷に奏聞したので、天皇から特に御手篤い恩賞があつて御懇篤な詔を賜はつた。そのうちに以上述べたことが記され、「朕その朝を尊び國を愛ひて、己を賣りて忠を顯はすことを嘉す」と仰せられてゐる。正史

に殘るこれらの事實は、洵によく我が忠君愛國の精神を物語つて餘りありといふべきである。

要するに、忠孝相一致し、忠君と愛國との一致するは、我が國家組織の上から来る必然の歸結であつて、世界に比類なき我が國民道德の二大特質といふべきである。

第六 惟神の道

一 惟神の道

「惟神」の語は日本書紀、孝德天皇大化三年の詔にあり、「かみながら」と傍訓を附け、割註に「惟神者、謂隨神道、亦自有神道也」とある。惟神の道といふ語の國史に見えたのは、これを以て始めとする。「惟神」とは「神が神でまします其のまゝ」の意

であり、從つて「惟神の道」は神代よりあり來つたまゝで、毫も私意私見を加へぬ道、即ち神慮のまゝなる我が國固有の大**道**である。

我が國は惟神の道を以て國家全體の鞏固な基礎をなし

てゐる。明治天皇の御製に

ちはやぶる神のこころを心にてわが國民を治めてしがな

と仰せられてあるのは、即ち惟神の道によつて政治を行はせられる御趣意に外ならぬと拜察する。

天照大神は皇孫瓊瓊杵尊をこの土に降し給ふ時、

豊葦原の千五百秋の瑞穂國は、是れ吾が子孫の王たる

べき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣、寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。

と仰せられた。この神勅は實に日本國家の大理想を言現はされたもので、教育に關する勅語に「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と宣はせられたのと、適かに相呼應するの觀あるは、これ我が國體の尊嚴・崇高なる所以である。我が國運の年と共に發展して已まないのは、即ちこの大理想の實現に外ならないので、北畠親房が神皇正統記に、

「天照大神の勅に、寶祚のさかえませんこと、天地と窮まりなからべしと侍れば、いかで疑ひ奉るべき。今よりゆく先も、いと

憑もしくこそ思ひ侍れ。」

とあり、賴山陽が日本政記に、

「國祚の隆當に天壤と窮まり無かるべしと。其の言の後に驗あるに因りて、以て其の徳の前に基づくを知るべきのみ。」

とあるのは、即ちこの事に感じて書いたものである。

要するに我が國民道德の根源は、實にこの惟神の道に存し、神勅の大理想——惟神の道の眞精神——を實現することとは、即ち我が國民の神聖な義務である。

惟神の道を一に純神道と稱する。純神道は宗教といはんよりも寧ろ國民の道德的信仰である。之に對して我が國には教派神道がある。教派神道は純神道に佛教や儒教

の教理が加味され、純宗教としての實質を有するやうになつたもので、現在行はれてゐる十三派神道は、いづれも徳川時代末期から主として庶民階級の間に發達して今日に及んだものである。

十三派神道とは

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| (一) 神道 | (二) 大社教 | (三) 扶桑教 | (四) 大成教 |
| (五) 實行教 | (六) 黒住教 | (七) 修成派 | (八) 神習派 |
| (九) 御嶽教 | (二) 護教 | (二) 神理教 | (三) 金光教 |
| (三) 天理教 | | | |

をいふ。

國家は純神道と教派神道とを區別してゐる。即ち神社に關することは、すべて内務省神社局で取扱ひ、教派神道に關するこ

忠克孝

東郷 大將 筆

とは、佛教その他の宗教と共に文部省宗教局で取扱つてゐるのである。

東郷大將が日本海々戦の報告を「天佑ト神助トニ因リ」といふ敬虔な句で起し、海戦の経過について縷々數萬言を述べた後、

殊ニ我軍ノ損失死傷ノ僅少ナリシハ歴代神靈ノ加護ニ依ルモノト信仰スルノ外ナク嚮ニ敵ニ對シ勇進敢戰シタル麾下將卒モ皆此成果ヲ見ルニ及シテ唯々感激ノ極言フ所ヲ知ラサルモノ、如シ

と、同じく敬虔な文字を以て結んでゐる。

明治天皇は之を嘉納し給ひ、同大將に賜はつた勅語の中に、

朕ハ汝等ノ忠烈ニ依リ祖宗ノ神靈ニ對フルヲ得ルヲ
懼フ

と宣はせられた。

我等は信仰を如何なる宗教に求むるに論なく、國民的信仰として敬神崇祖の精神を旺にし、從つて神社參拜の美風を盛にすることは當然の務であつて、神社の崇敬は即ち國民道徳を發揮する所以の道である。

第七 思想問題（上）

現状の社會組織を改善し、社會生活の向上を圖らうとして、種々の思想が次から次へと唱へられ、殊に世界大戰前後からは思想の混亂が益々甚しく、いはゆる思想問題なるものが發生した。その思想には保守あり改進あり、左傾あり右傾あり、中には詭激に失し道義に背き、我が國體國情に一致しないものも少くない。いふまでもなく思想の健否は國家・社會の盛衰に關する重大事である。我等はこれら思想の根據を攻究し、内容を吟味し、健全な批判力によつて、その取捨選擇を誤らぬやうにすべきである。今上天皇陛下踐祚後朝見の御儀に於て賜はつた勅語に、

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異

ナルアリ 經済ハ時ニ利害同シカラサルアリ
と仰せられた聖旨のほども、この點に軫念あらせ給うての事と拜察する。

個人は社會の單位で、家庭・國家などすべての社會は、ただ個人がよりよく生きんが爲の手段に過ぎないと唱へるのを個人主義と名づける。

元來この主義は、西洋に於て壓制政治の下にあつた不健全な社會に誘發された反動的思想であつて、家族制度を基礎とする我が國固有の思想と相容れないのは論ずるまでもない。個人主義が人格の尊重を唱へ、個性の價值を認めたのはよいけれども、それが爲に家庭・社會を顧みないのは

絶對に不可である。前に述べたやうに、自我は即ち社會我であつて、個人と社會とは渾然一體をなし、決して之を分離して考へることは出来るものでない。

個人主義は個人の自由を主張し、萬人の平等を叫ぶ。しかし、眞の自由は無秩序無法則である筈はない。何等の自覺なく、我儘勝手を振舞ふなどは、自由でなくして放恣亂暴である。かくの如きは徒らに社會の秩序を紊し、國家の統制を壞るだけである。又、人はそれより一個の人格を有する上から言へば平等であるけれども、そのうちに大人格があり小人格があり、高潔な人格があり野卑な人格があり、力量才能に應じて千差萬別である。然るにこれらの差別を

無視する平等は、萬人を機械的に平均せしめるに止まるもので、決して眞の平等と稱することが出來ない。要するに眞の自由は秩序法則のうちに成り、眞の平等は眞の差別の間に認められるのである。

一九一七年四月二日、米國大統領ウイルソンが議會に於て世界大戰參加の理由を述べた演説中に、「世界はデモクラシーの爲に安全にせられねばならぬ」と言つた。これらによつて全世界にデモクラシーの思想が波及されたのである。デモクラシーは民本主義・民主主義・民衆主義などと譯され、本來政治上に用ひられた語である。世界の安全は是非とも一般民衆の利益幸福といふ上から打算されなくて

五 その批判

はならないといふのがデモクラシーの思想で、戦局の終りに近づくと共に益々盛に唱へられるやうになり、デモクラシーといふことは、戦後世界の人心を風靡するに至つたのである。

リンカーンはデモクラシーを定義して「人民の、人民によつて行はれる、人民の爲の政治」と言つた。「人民の爲」とは人民の福利を主とするの謂である。既に述べた通り、我が國の政治は寶祚の無窮の御榮を皇業とせられ給ふと共に、畏くも祖宗の遺し置かれた蒼生の惠撫慈養を天職とし給ふ政治であつて、この意味に於て我が國の政治ほど人民の福利を本とせられた政治はない。

明治天皇が明治元年三月十四日下し賜はつた維新の宸翰に
「今般 朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ
皆 脱力罪ナレハ今日ノ事 脱自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難
ノ先ニ立古 列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ
始テ 天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ」と仰せら
れ、又明治十三年二月二十七日、地方長官に下し賜はつた勅語中
にも「爾等臣僚ト朝夕孜々スル所ノモノ未タ嘗テ一日モ國ヲ安
シ民ヲ利スルニアラスンハアラス」と仰せられてゐる。仁德天
皇が「百姓貧きは則ち朕が貧なり、百姓富みなば則ち朕が富なり」と宣へるも、歴代の天皇が臣民を大御寶と稱せられたのも、皆我等臣民を惠撫し給ふ大御心に外ならない。

次に「人民によつて」とは政治の立憲的であることを言つ

たものと解せられる。これは我が國の憲政の眞の意味を失はない限りは不可なき如くである。デモクラシーの思想普及以來人格の尊重、自治的公共的精神の高調、機會均等主義の實現を見た點はあるけれども、又低い意味の民衆的に墮した弊も認めなければならぬ。

最後に最も肝要であることは、この思想が統治権が人民にあると主張するに於ては、これ全く萬國無比なる我が國體と相容れないものであるから、絶對にこれを排斥しなければならぬ。

なほ、デモクラシーの國家なり社會なりは、輿論が絶大の勢力を有する。輿論が高潔聰明な人格者によつて導かる

る間はよいが、一旦常軌を逸するに於ては、いはゆる衆愚政治を以てする多數の横暴を齎し、その弊の及ぶところ、國家・社會の進運を阻害すること甚しいものがある。

第八 思想問題(下)

一 社會主義

社會主義は個人主義と對立すべきものではなく、絶對の自由平等を主張する點に於て個人主義と相通ずるものがある。等しく社會主義といふうちにも、その間に幾多の分派があり、従つてその主張も一様ではないが、要するに人間生活はすべて經濟現象によつて左右され、人はすべて物質的條件によつてのみ生存するものであるとするのがその

●その批判

根本思想で、この見地からして、現代社會の缺陷を貧富の懸隔にありとし、この缺陷を除く爲に、私有財産を撤廢して土地・資本等の物資は社會の公有とし、すべての人を労働によつてその生活に必要な生産に從事せしめ、以て富の分配に均衡を保たしめようといふのである。

社會主義が労働の神聖を説き、労働者の地位の向上に努めたことは認めなければならぬが、全體としての主張は幾多の誤謬に満たされて居り、實現不可能のユートピア的想想に過ぎない。

先づその根本思想に於て物質を過重し、經濟現象を以て人生のすべてを律しようとする結果、精神生活を顧みない。

我が國民道徳はどこまでも精神主義の上に立つてゐる。惟神の道や武士道は固より、外來思想たる儒教にしても佛教にしても、皆一定の精神的原理を以て人間生活を支配するものである。殊に社會主義がその當然の歸結として無神論的傾向を有するのは、有神論の立場にある我が國民道徳と根本的に背馳するものと言はなければならぬ。要するにこれらは、人を以てパンのみによつて生きるものとする思想から來た缺陷である。

次に社會主義は筋肉労働尊重の結果、精神労働者を認めず、資本家の立場を顧みない。

元來、生産には自然と労力と資本とが無ければならぬ。これ

を生産の三要素といふ。自然とは土地・河川・動植物などの自然物や、風力・水力・日光などの自然力をいひ、労力とは人の精神及び身體の働きをいひ、資本とは過去の生産の結果であつて、再び生産の資料に用ひられるものをいふ。

各種の産業は生産の三要素を適當に組合せることによつて營むことが出来るので、資本なくして産業を營むことは不可能であり、且生産販賣の方法について一種の機智・技能を要することは論を俟たない。然るにこれらを度外視して筋肉労働の結果のみを過重するのは當を得たものといふことは出來ない。

又社會主義は富の分配を均衡ならしめようとするが、し

かし職業に難易快苦の別があり、同じ職業に從事する者も、その力量才能の相異によつて仕事の能率に差を生ずる。然ればその難易快苦に應じ、能率の差違に従つて報酬を異にするは勿論のことであり、又公平な分配法である。然るに社會主義の主張するが如く、その生活の必要に應じて物資を供給するに止まつたならば、生産上の競争は全く遏塞され、産業の不振を來すは自ら明らかである。

次に社會主義は私有財産を撤廢し、各個人が生活し得るだけのものを中央政府によつて分配しようとするのがその理想である。しかし、これは全く人の本性に悖るものである。抑、人間は所有欲と競争心とがあればこそ勤儉力行

し事業の改良工夫を加へるのである。然るに若し如何に勞働しても自己の所有が認められず、競争する對手がないとしたならば、勢ひ人の精神は銷沈し、殖產興業は衰滅し、文化の逆轉を來すことは必然である。

要するに、社會主義は物質偏重に墮して人生の根本義を忘れたものであり、しかもその理想とする社會は到底實現不可能のものであることは、以上の叙述によつて自ら明らかなることであらうと思ふ。

我等は現代の世界思潮に盲目であつてはならない。けれども新しい主義學說等に對しては、常に國體の本義に立脚して嚴正公平な批判を加へることを忘れてはならぬ。

我等の祖先は外來思想に對して、よくその長を採り短を捨て、決して取捨選擇を誤らなかつたことは、我等の既に學んだ所である。我等はよく、現代の世相に鑒み、堅實な思想を建設して、以て祖先の遺風を顯彰することに心懸けなくてはならぬ。

今上天皇陛下踐祚後朝見の御儀に於て賜はつた勅語に、
我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而
シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ
其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ
用フヘキ所ナリ

と仰せられたのは、今日の世局に處して我等の採るべき道

をお諭し遊ばされたもので、我等國民たるものゝ日夕服膺すべき大御訓である。

第九 摸擬と獨創

摸倣

世の中に絶対に新しいといふものはない。創造はたゞ神のみが爲し得る。しかも『創世紀』には、「神其の像の如くに人を創造たまへり」とある。全智全能の神でさへ、人間を造る時に自分の像に似せて造られたといふではないか。

摸倣は人の本能である。子供は大人を摸倣し、後進國は先進國を摸倣する。成長の差を有ち、文化の程度の異つたものの間に、摸倣の行はれるのは當然のことである。眞似ること

によつて、後れたものは進んだものに追いつくことが出来るのである。

我が國は初め朝鮮を通じて支那、印度の文化を學び、明治維新以後は歐米の文化を輸入して今日の状態に達した。

「日本の文化は歐米文化の摸倣である」「日本人は摸倣に長じた國民である」とは歐米人の批評するところであるがしかしこれは皮相の見であつて、我等は祖先以來決して單なる摸擬・摸倣を以て終始してゐない。創造への階梯として摸倣の道を辿つたのである。

支那、印度の文化を摸倣する域から脱して、獨創的分子の加へられたことは、上代に於ける假名文字の發明や、美術、工

獨創

藝の日本化したことに徵しても知ることが出来る。鎌倉時代に入つて親鸞・日蓮の如きは渾然たる日本獨得の新佛教を創造してゐる。徳川時代の儒教も亦日本の儒教である。藝術の世界に幾多の天才を出したことは言ふまでもないが、最も劣るとせられてゐる科學の方面に於てすら、關孝和の高等數學上の知識や、伊能忠敬の全國實測の偉業など獨創的研究は少くない。

歐米に發達した科學が我が國に輸入せられてから、まだ七十年を出でないから、その間殆ど摸倣に費されたのは當然である。しかもこの摸倣に忙殺されつゝある間に、故野口英世博士の如きは、世界の學界に不朽の名聲を轟かした。

野口英世は幼時清作といひ、明治九年福島縣耶麻郡翁島村に生れた。父は郵便脚夫で家は極めて貧困であつた。母は荷負ひ人夫等して生計の資とし、心して清作を育てた。

清作三歳の時或冬の晚方、母は近所に用足しに行つて歸つて見ると、けたゝましい清作の悲鳴！ 母は仰天して飛び寄ると、寝かしてあつた清作が這ひ出して、圍爐裏の中に左手を突込んで、見るも哀れな大火傷をしてゐる。母は色々と手當をしてやつたが、不幸にも拇指共に四本の指は掌にくつついで、生れもつかぬ不具者になつてしまつた。

小學校に通ふ様になつた清作は、貧の辛さに學用品さへ買へない。彼は學用品代をかせぐ爲、近所の溝で鱈を掬つて、夜明け前に一里半もある猪苗代町に賣りに出掛け、それから學校に通ふのが毎日の仕事であつた。



野口英世

その頃尋常卒業の際は卒業試験が行はれてゐた。試験委員は郡視學と猪苗代高等小學校の首席訓導小林榮氏であつた。小林氏はこの時清作の英才を認め、その困窮を聞いて一方ならず同情して高等小學に入學させてやつた。高等科を見事に卒へた時、彼は郡長や縣知事から表彰された。彼の成績はそれ程圖抜けてゐた。

小林氏は清作の手の事を心配し、新歸朝の渡邊醫師に願つて手術を乞ふ事にした。手術の費用は先生と級友とが出してやつた。清作は若松市の會陽病院に出掛けて治療を乞うたが、見事に癒つてしまつた。彼の喜びは一方ではなかつた。そしてこの不思議な醫術に感謝し、即座に自分の將來の目的を定めた。それは無

論醫師になる事だつた。清作は渡邊醫師の藥局生に住込んで、貴重な第一歩を踏み出した。

同僚達が遊びに耽つてゐる間に、彼は醫師の試験を受けようと努力して居た。清作は十七歳の頃からストラスブルヒ大學教授カール・フオン・カールデンの著書を翻譯し始め、その大半を終へた頃、見事に醫術の前期試験に合格した。

清作が意を決して上京したのは二十一歳の時、明治二十九年秋九月であつた。上京後の苦心は一方ではなかつた。東京歯科醫學専門學校長血脇氏の補助を受け、夜は二時間位しか寝ぬ程勉強して居たが、明治三十年醫學試験に合格し、直ちに順天堂病院の助手となつた。清作の名を英世と改めたのはこの頃である。

後米國に渡り、苦學してペンシルバニア大學に入學し、圖書館

に三箇月間閉ぢ籠つて毒蛇の研究をなしたが、翌三十四年その結果をヒラデルヒヤ大學で發表し、世界の醫學者を驚倒させた。これが彼が二十四歳の時である。

それからドクトル・オブ・サイエンスの學位を得、同大學の助手となり、米國々立研究所カーネギー科學研究所から獎學金を受け、三十六年にはカーネギー研究所の命によつて歐洲に留學研究することとなつた。彼は英佛獨を視察して歸り、明治四十四年學位論文を提出して醫學博士の學位を受けた。大正三年には更に理學博士となり、同十年にはエール大學より名譽ある學位ドクトル・オブ・サイエンスを贈られた。

彼は更に天然痘と黃熱病との治療並に豫防に就いて偉大なる發見をなし、南米の三大學からは名譽教授に推薦され、スペイン、デンマーク、スエーデン國王よりはナイトの稱號を授けられ

た。

南部アフリカに黃熱病研究を行つて、その病氣に感染し、昭和三年遂に不歸の客となつた事は、たゞ日本の損失のみならず、實に世界の大損失であつた。

以上述べた所によつても日本人は決して獨創力に缺けてゐない民族であることがわかる。歐米人の日本民族についての批評は、これらの重要な點を看過したものに過ぎない。

獨創的精神を養ふには、我等は何事についても自ら觀察し、自ら實驗し、自ら工夫する習慣をつけなくてはならない。繪を書き文を草するも亦創造創作の好機會である。徒らに他人の製作を摸倣することなく、獨創の見を吐露すること

とに心懸けるがよい。

獨創の機會は隨所にある。機會を逸せぬ機敏さと周密な思慮とが肝要である。林檎の落下は今に始まつた事實ではない。ニュートンはこれによつて引力の理を悟つた。蒸氣が鐵瓶の蓋ふたをもち上げるのは昔からの事實である。ワットはこれによつて蒸氣機關を發明した。アルキメデスの比重の原理も、ガリレオの振子の原理も、皆これと揆を一にしてゐる。これら偉大な業績は、一見偶然のやうに見えるけれども、決してさうでない。長い間の心掛が偶然の機會にあらはれたものに外ならない。

英國のブラオンの住んで居る所に一條の川が流れてゐた。

彼は「澤山の費用をかけないで、この川に橋を架けて、交通を便にしたいものだ。」と思つて、其の方法を考へてゐた。

すると或日のこと、朝早く起きて園中を散歩してみると、小さな蜘蛛の糸が、其の行くところの路に當つて、横に懸つて居る様を見て、忽ち「鐵繩か、または鐵鎖で、此の蜘蛛のやうを方法で拵へたらよい。」と思ひついて、遂に鐵懸橋を作り出すに至つた。

ワットが管を以て水を引上げる事を考へた時に、伊勢蝦を見て、其の皮に倣うて鐵管を作つて其の目的を達した。ブルーネルがテームス河底の地道を造る時に、船を蝕する小蟲から着想したのも、同じ譯である。即ち船を蠹蝕としゃくする小蟲は、其の強い頭を以て船材中を百方に蝕して路を作り更に漆のやうなものを以て四方上下を塗り、その中に住んでゐるから、その様式に倣うて規模の大なる河底地道を造つたのである。

畏くも今上天皇陛下には踐祚後朝見の御儀に於て賜はつた勅語に「模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ」と仰せられた。凡そ文化は優秀な精神の獨創的活力によつて發展する。我等は聖旨を奉體して、日々に新に獨創的精神を發揮することに努めなければならぬ。

第十 人類愛

「我々が物を愛するといふのは、自己を棄て、他に一致するの謂である。自他合一、其の間一點の間隙なくして始めて眞の愛情が起るのである。我々が花を愛するのは、自分が花と一緒に

致するのである。月を愛するのは月に一致するのである。親が子となり、子が親となり、此處に始めて親子の愛情が起るのである。親が子となるが故に、子の一利一害は己の利害のやうに感ぜられ、子が親となるが故に、親の一喜一憂は己の一喜一憂の如くに感ぜられるのである。我々が自己の利を棄て、純客觀的即ち無私となればなる程、愛は大きくなり深くなる。親子夫妻の愛より朋友の愛に進み、朋友の愛より人類の愛に進む。佛陀の愛は禽獸草木にまでも及んだのである。」

（西田幾多郎『善の研究』）

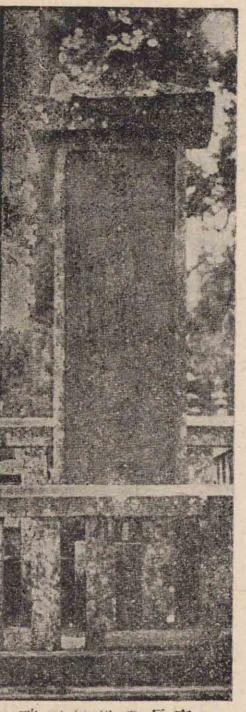
政を行はゞ、天下を治むること之を掌上に運らすべし。」と言つたのは人類愛の發露を說いたものである。

野蠻未開の間では、敵とさへ言へば、これに向つてあらゆる殘忍な行爲をなし、特に戰爭の際は濫りに虐殺し奪掠を恣にしたのであるが、世の進むにつけてかゝる殘忍非道の振舞は減じて、苟くも人間である以上、その異國民たると、異人種たると、將又異宗教たるとを問はず、之を親切に待遇せねばならぬといふやうになつた。これ即ち人類愛の精神に外ならないのでもし或國民が異人種に對して殘忍な行為に出でたり、異宗教を信ずる者を迫害したりすれば、いはゆる人道問題を惹起すに至つたのも、人類愛が今日各國民

の間に權威を有するに至つたことを證するものである。
祝詞や宣命に「平らけく安らけく治め給ひ」とあるやうに、由來我が國の歴史は平和的精神を以て貫いてゐる。聖德太子が憲法十七條のはじめに、「和を以て貴しとなす。忤ふなきを宗とす」と示し給うたのは、即ち平和的精神である。教育に關する勅語に「博愛衆ニ及ホシ」と宣はせられたのは、日本のうちに限つたことではなく、近きより遠きに及ぼして、廣く人類一般に對してもこの精神でゆくべきことをお諭しになつたもので、日露戰爭中、畏くも明治天皇の御製に、よもの海みなはらからと思ふ世になど波風のた
ちさわぐらむ

と仰せられてあるのは、洵に立派な人類愛の御精神の發露で、世界平和の御理想をお示し遊ばされたものと拜察する。

我が國は肇國以來侵略的の意義を以て戦争を起したことはなく、外國が我に對して侮辱を加へた場合に於て奮然起つて之を擊退し討滅したのである。すべてが正義に基づいた戦争であることは、國史の跡に徵してこれを知ることが出来る。



碑養供役の長慶

皇后御雄圖に際し、三軍に號令して、自ら服はむを、な殺しと仰せられたのは、確かに人類愛の御精神が窺はれる。

又豊臣秀吉の慶長の役の時にも、よく俘虜を待遇した史實が傳へられて居り、島津義弘の如きは敵味方の戦死者を併せて、高野山に葬り、碑を建てゝその菩提を弔うてゐる。近く日獨戦争の際、青島の守將ワルデツクが部下と共に俘虜となり我が國に來つた時、福岡市の海岸にある赤十字社の建物内に收容されて厚遇を受けたことは、獨逸に於ては非常な好感を有つたといふ。これらの事實によつて考へても、我が人類愛の精神が古今を通じてゐることは、何人も否定することが出来ないであらう。

明治の初年我が國が赤十字社に加入しようとした時、外國ではまだ日本を野蠻視してゐたから、これまでに日本に於て赤十

字のやうな事業をしたことがあるか」と問合せに來た。その時、我が政府は楠木正行が瓜生野の戦に於て敵の溺卒五百餘人を助けて、衣薬を給して勞はつた事を例として答へたので、これが爲に赤十字社の加入が出來たとの事である。日清・日露兩役以来、日本赤十字社のなした活動はめざましいもので、諸外國の均しく認めてゐる所である。(國民性十論による)

④人類愛と祖國愛

國民間に人類愛が十分養はれてゐたら、戰爭の慘禍はこれを未然に防ぐことが出来るであらう。要するに眞に祖國を愛する者は眞に人類を愛する者でなくてはならない。自國あるを知つて他國あるを知らず、その國民が徒らに尊大となり傲慢となり、排他的となるが如きは、終に國家の發展を妨げ、甚しきは國家の存在を危くするに至るものであ

る。我等は宜しく我が帝國の世界的關係を考へ、世界の平和、人類の福祉を圖つて、我が肇國以來の美風を墜すことのないやうにしなければならぬ。

第十一 我が國民文化

●文化

文化とは自然を純化し理想を實現せんとする人生の過程、即ち人間が自然を支配し、新しい創造の生活を營んで、本來具有する究極の理想を實現完成せんとする過程の總稱であり、かかる過程の產物には學術・教育・宗教などがある。

我が國古來の學術は歴代の夫皇の御保護・御獎勵によつて發達したものである。即ち神功皇后御雄圖の後、朝鮮と

の關係が密接となるに及び、儒教・佛教並に之に隨伴した大陸文化を輸入し給ひ、爲に我が學問及び美術・工藝は急速の進歩をなし、我が國民文化の向上せることは著しい。ついで隋・唐の文化を輸入し給ひ、奈良朝に入つては愈々學術發達し、國際關係の繁きを加へ國民的自覺の強くなるに及び、元明天皇は天武天皇の聖旨に基づき古事記三卷を撰錄せしめ給ひ、元正天皇は勅して日本書紀三十卷を編纂せしめ給うた。勅命による修史の事業は醍醐天皇の御代に至るまで相繼ぎ、いはゆる六國史の成立を見るに至つた。文學に於ては延喜の朝に古今和歌集が勅撰せられてより室町時代に至るまですべて二十一代の勅撰和歌集がある。書

籍の刊行に於ても木活字版の最初は後陽成天皇が文祿二年に開板せしめられた「古文孝經」であり、天皇は引續いて慶長二年以後「錦繡段」「勸學文」「日本書紀神代卷」「四書」等いはゆる慶長勅版を梓行せしめ給ひ、次いで後水尾天皇は銅活字を以て元和七年「皇宋事實類苑」を開板せしめられた。殊に明治維新以來西洋の學術百般の攝取普及に關しては、明治・大正・昭和三代の御保護・御獎勵の賜物に外ならない。

畏くも明治天皇は、明治十二年、教學大旨に

教學ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ智識才藝ヲ究メ以テ人道ヲ盡スハ我祖訓國典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ

と仰せられてゐる。我が國の教育はその究極を祖訓國典の大旨即ち國體に見出さなければならぬ。即ち教育に關する勅語に訓へ給うたやうに、教育の淵源を國體の精華を求める、日本臣民としての使命を遂行して、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることをその精神とすべきであつて、徒らに知識のみを偏重して國民としての實踐に缺くる所のあるものは、我が國教育の本旨に悖つてゐる。我等は教育の普及發達が國民文化の高下をトする最大要件なるを知り、深く聖旨のあるところに思を致して、その嚮ふ所を誤らぬやうにしなければならない。

基督教は實踐的な道として頗る價値ある教であるが、支那

には易姓革命禪讓放伐が行はれてゐるから、我が國の如く忠孝一致の國家的道德とはなり得ない。しかし、これが我が國に輸入せられ、我が國體に醇化せられて、日本儒教の建設となり、我が國民道德の發達に寄與することが頗る大であつた。冥想的・超國家的・非現實的な印度佛教も、我が國に攝取されるに及んでは全く日本化せられて、國家的・現世的・實際的の日本佛教となり、崇佛の念は國民一般の固い信念となつて、國本培養に貢獻するところが多かつた。明治維新以來西洋思想は滔々として流入し來り、我が國運の隆昌に寄與するところが多かつたが、その個人主義的・唯物主義的傾向は我が國民生活上種々の弊害を醸し、國民思想の動

搖を生ずるに至つた。しかし、これ亦漸次我が國體に醇化されて、我が國が世界的發展をなす契機となつてゐる。

これを要するに、我が國に於ける一切の文化は國體の顯現であつて、その本質に於て肇國以來の大精神の具現したものである。さうしてその内容を充實發展せしめる爲に外來文化を輸入したのであるが、我が國民は常に自主的態度を失はず、よくこれを醇化して「日本的なるもの」とし、以て我が國獨自の文化を建設し來つた。こゝに我が國民性の偉大なるところが存するのである。

○

明治天皇御製

よきをとりあしきをすてて外國におとらぬ國となすよ
しもがな

昭憲皇太后御歌

外國のふみのはやしの下風になびきなはてそやまとな
でしこ

皇太后陛下御歌

ことくにのいかなる教いりきともとかすがやがて大御
國ぶり

第十二 我が國民性

個人にそれゞゝ特殊な性格があるやうに、國民にも必ず他の國民と區別せられる特性がある。これを國民性とい

ふ。國民性は他の國民に對しては著しい特色を示すと共に、自國民の間には共通性のものである。故に國民性はその國民だけについて觀察して、他の國民と比較しなければ、果してその性質がその國民の特色であるか、或は人類一般に共通のものかを明かにすることが出來ない。従つて我が國民性は之を他の國民の特色と比較し、日本人の間に一致する點を捉へ、しかもこの點によつて他の國民と區別するに足るべきものでなくてはならない。

●國民性の由來

我等の個性は我等の生得とその習得とから成るやうに、我が國民性は祖先から遺傳して來た我が國民固有の性情が、その生活する國土の影響を受け、それに順應すべき生活

狀態と歴史的事實とによつて訓練され、又外國思想によつて影響されて、その總計が今日の我が國民性の内容を形造つてゐるのである。

然らば我が國民性として擧ぐべきものは何であるか。故芳賀文學博士は、その著『國民性十論』に於て、

●我が國民性の長所と短所

- (一) 忠君愛國。
- (二) 祖先を崇び、家名を重んず。
- (三) 現世的、實際的。
- (四) 草木を愛し、自然を喜ぶ。
- (五) 樂天洒落。
- (六) 淡泊瀟洒。
- (七) 纖麗纖巧。
- (八) 清淨潔白。
- (九) 禮節作法。

を擧げてゐるが、これは主としてその長所について述べた

もので、短所に就いては多く觸れてゐない。

我が國民性の長所については、以上の外、同化性に富むこと、進取的氣象に富むこと、武勇の精神の旺盛なこと等を擧げてよい。短所について述べてある各種の意見を綜合すれば、

- (一) 依頼心の多いこと。 (二) 热し易く冷め易いこと。
- (三) 規模が狭小で雄大を缺くこと。 (四) 虚榮心の強いこと。
- (五) 感情的・姑息的であること。 (六) 沈思熟慮の風に乏しいこと。

などを擧げることが出来る。

これを實業の上から見ても、我が封建時代には士農工商の職業上の區別が嚴重に行はれて、農民は「土地に附隨して

ゐる牛馬よりも一段高い動物^位に思はれ、更に金錢を賤しむ武士の氣風から商工業者は一層輕蔑されてゐた。當時の庶民の行爲は「知足安分」を以て唯一の標準とし、勢ひ消極的。屈從的で實業道德の低級幼稚なことは時代相より見て當に然るべきことである。明治維新後國運の進歩に伴ひ、實業界の道德も面目を改めたやうであるけれども、しかし長年月間植付けられた習慣は、容易に抜くことが出来ず、歐米諸國民に比して遺憾とする點が少くない。

個人の運命はそのものゝ個性によつて支配せられるやうに、國民の運命はその國民性によつて左右せられる。即ち國家が大いに勃興し發展する時は、その國民性の長所が

最もよく發揮されたときであり、これに反して國家が衰微し又は滅亡を招くのは、多くはその國民性の長所が失はれて短所の暴露された時であつて、この事實は古今東西の史實について國家の盛衰、民族の興亡の跡を考案すれば自ら明かである。我等は靜かに我が國民性の長短に思を廻らし、その長所を自覺してこれが存續長育を圖ると共に、短所は大いに反省してその矯正改善に努め、以て我が帝國の世界的地位を高める原動力を養はなければならぬ。

第十三 肇國の精神と維新の皇猷

肇國の精神

我が肇國の精神は天壤無窮の神勅によつて明かであり、

ここに儼然たる君臣の大義が昭示せられて我が萬世不易の國體は確立し、皇祖天照大神の御子孫が、この瑞穂國に君臨し給ひ、寶祚の隆えまざんこと天壤と與に窮まりないのである。

皇孫瓊瓈杵尊が神勅を奉じて此の國に降臨し給ふ際に、大神は八坂瓊、曲玉・八咫鏡、天叢雲劍の三種の神器を授けさせられ、特に鏡については、

此れの鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拜くが如、いつきまづれ。

と仰せられた。爾來、神器は連綿として代々相傳へ給ふ皇位の御しるしとなつた。三種の神器をお受けになつた御

三種の神器

趣旨は、古典に記されてはゐないが、仲哀天皇が筑紫に行幸あそばされた時、伊観の縣主の祖五十述手が、賢木を船の舳艤に立て、上枝には八尺瓊を、中枝には白銅鏡を、下枝には十握劍を懸けて天皇をお迎へ申してこれを獻り、

臣敢て是の物を獻つる所以は、天皇八尺瓊の勾れるが如くに、曲妙に御宇しろしめせ。また白銅鏡の如くに分明かに山川・海原を看行はせ。乃ち是の十握劍を提りひさげて天下を平けたまへ。

と奏したことがある。後世、北畠親房は三種の神器を以て正直・慈悲・智慧の本源であるとし、中江藤樹・熊澤蕃山・山崎闇齋・山鹿素行などは、これを知仁・勇の三徳に配してゐる。

（三）神武天皇御創業の精神

神武天皇は天神の御子としての御信念と天業恢弘の御精神とによつて、遂にその大業を達成し給うた。天皇が高千穂の宮で皇兄五瀬命と議り給うた時、何れの地にませばか、天の下の政をば平けく聞しめさむ。と仰せられたのは、國を思ひ民を慈しみ給ふ大御心の現はれであり、大和檍原の地に都を奠め給ふに當つて下し給うた詔の中に、

夫れ大人の制を立つる、義必ず時に隨ふ。苟くも民に利あらば、何ぞ聖造に妨はむ。且當に山林を披拂ひ、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈の國を受けたまふ徳に答へ、下は即ち皇孫の正を養ひたまふ心を弘めむ。然して後に六合を

兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦可からずや。

と仰せられたのは、まことに禍を拂ひ、道を開き、いよいよ開けゆく我が國の輝かしい發展の道を示し給うたもので、而してこれは歴代天皇のいや繼ぎに繼ぎ給うた御精神であらせられる。

明治維新の大精神は儀として五箇條の御誓文にあらはれてゐる。この御誓文は肇國の精神と時運の變遷とに鑑みて定め給うた宏遠の國是で、舊來の陋習を破り、知識を世界に求め給うたのであるが、それと共に惟神の大道を宣揚し、我が國古來の精神に則るべきことを大本とし給うたも

のであつて、當時の聖旨は、同時に賜はつた維新の宸翰によつて拜することが出来る。明治天皇は

朕幼弱ニ以テ猝ニハカ大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ列祖ニ事ヘ奉ランヤト朝夕恐懼ニ堪サル也

と仰せられ、ついで

朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆朕力罪ナレハ今日ノ事朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ

と宣ひ、更に

近來宇内大ニ開ケ各國四方ニ相雄飛スルノ時ニ當リ
獨我邦ノミ世界ノ形勢ニウトク舊習ヲ固守シ一新ノ
效ヲハカラス 肌徒ラニ九重中ニ安居シ一日ノ安キ
ヲ偷ミ百年ノ憂ヲ忘ル、トキハ遂ニ各國ノ凌侮ヲ受
ケ上ハ 列聖ヲ辱シメ奉リ下ハ億兆ヲ苦シメン事ヲ
恐ル故ニ 肌茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ 列祖ノ御
偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ス親ラ四方ヲ經營
シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ
四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置ン事ヲ欲ス

と仰せられてゐる。天皇御親ら艱難辛苦の先に立ち給ひ、
以て上は列祖の神靈に應へ外は國威を四方に輝かさんと

し給うた大精神を拜する時、誰か感激しないものがあらう
か。

この宏遠なる國策の樹立によつて、明治二年六月、諸侯をして版籍を奉還せしめ、同四年七月、藩を廢して縣を置かれ、こゝに中央集權の制度が確立した。ついで同五年八月、學制を頒布して、自今以後、一般の人民必ず邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん事を期せられ、四民等しく教育を受けるやうになり、同六年一月、徵兵令を布告して國民皆兵たるべく定められ、こゝに武士といふ階級は失はれた。その他百般の文物制度が日を逐うて改革施設せられていつたことは、こゝに更めて言ふを須ひない。

謹んで按するに、皇孫瓊杵尊のこの土に降臨し給うたのは即ち天業恢弘であり、神武天皇が大和を平定して檣原に都を奠め給うたのも天業恢弘であり、更に明治維新の大御業はその古に復り給うた天業恢弘と申し奉るべきである。而して歴代天皇の御盛業もひとしく天業恢弘に外ならぬのであつて、我が國史の發展は即ち肇國の大義の展開であり、この大精神が連綿として今日に至り、更に明日を起す力となつてゐる。さうして我等臣民は祖先以來常にこの大義に基づき、忠誠以て皇運を扶翼し奉り、世々厥の美を濟して、こゝに炳として日星の如き、光輝ある國史の成跡を見るのである。

明治天皇御製

おごそかにたもたざらめや神代よりうけつぎ來たるう
らやすの國

第十四 教育に關する勅語發布の由來

開國進取を國是とする明治新政府が、我が文物制度の改良を圖るに、概ねその範を西洋諸國に採つたのは當然である。三百年間鎖國の扉に閉されてゐた國民が、絢爛たる西洋文化に眩惑し、滔々として歐米心醉の風を馴致したのも自然の勢といはねばならぬ。

當時の人心は物質的要求を満たすに惟れ日も足らぬ有様で、宗教・美術・文學の如き精神的方面は全く閑却に附し、古來の良風美俗は一も二もなく「舊弊」の一語の下に捨てられてしまつた。殊に古美術の運命は實に慘憺たるもので、雪舟・探幽は顧みられず、古美術の運命は實に慘憺たるもので、雪舟・探幽は顧みられず、石版の洋畫が重んぜられ、陶磁の精巧なものよりもガラス物がもてはやされ、甚だしきは、芝の増上寺、奈良の興福寺の五重塔を無用の長物として焼き拂はうとしたやうなことは、當時の社會相を如實に物語つてゐる。

而してこれが政治・道德の方面に於て或は實利實益を目的とする功利主義に熱中し、或は極端な自由民權説が唱へられ、しかもこれらは十分咀嚼吟味されることなく、無批判に輸入され主張されてゐたので、やゝもすれば健全な國民

思想を傷つけ、國體の尊嚴をも忘れようとする形勢を見るに至つた。

畏くも明治天皇は深くこの趨勢を軫念あらせ給ひ、明治十四年、侍講元田永孚をして「幼學綱要」を撰せしめられ、之を全國の各學校に頒ち賜はつた。その時の勅諭には次の如く仰せられてある。

彝倫道德ハ教育ノ主本我朝支那ノ專ラ崇尙スル所歐米各國モ亦修身ノ學アリト雖モ之ヲ本朝ニ採用スル未タ其要ヲ得ス方今學科多端本末ヲ誤ル者亦鮮カラス年少就學最モ當ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ因テ儒臣ニ命シテ此書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修

徳ノ要茲ニ在ル事ヲ知ラシム

「本末ヲ誤ル者亦鮮カラス」との大御言は當時の人心の傾向をお示し遊ばされたもので、聖慮の程畏き極みである。

明治十九年末、西村茂樹は帝國大學講義室に於て「日本道德論」を高唱し、國民道德の樹立の必要を説いた。曰く、

「封建の時代は儒道を以て公共の教と爲し、政府人民皆之を以て標準と爲し、も、王政維新以來全く公共の教といふ者なく、國民道德の標準定まらず、以て今日に至れり。世の論者偏に文明の風俗を喜び、一日も早く之に遷らんと欲する者多し。文明開化は固より希望すべき事なれども、國の獨立堅固なる上にてこそ文明開化も要用なれ、若し其國の獨立堅固ならざる時は文明開化も施す所なかるべし。故に今日の勢にては、

全國の民力を合せて本國の獨立を保ち、併せて國威を他國に耀かすを以て必須至急の務と爲さざるべからず。此の如き希望は何を以て之を達する事を得べきかと問はゞ、余は之に答へて國民の智德勇即ち道德を高進するより外の方法ある事なしと曰ふべし。縱令軍艦數百艘、大砲數千門ありとも、國民の道德なき時は、此兵器を使用する事能はず。縱令詩歌文章秀美にして、理化の諸學奧妙に達したりとも、國民の道德なき時は、決して他國の畏敬を受くる事能はず。徳逸の學士、往年普法の大戦の勝敗を以て道德の勝敗なりと言へり。其故は徳逸の士は忠君愛國の心至て深きも法蘭西フランスの士は忠君愛國の心大に之に及ばざりしに由れりと云へり。本邦今此の如き可畏の地に立ちて、國民の道德は之を教ふるの標準なし國を憂ふる者、安んぞ寒心せざる事を得んや。」

三 思想界の混亂

四 教育勅語の渙發

かくて明治二十年から二十一年にかけて、歐化主義に對して國粹運動が漸く著しくなり、思想界は實に紛々擾々たる有様で、教育の方針も歸一する所なく、國民は恰も五里霧中に在つて、全くその適從する所を知らぬ狀態であつた。

この時に當り、明治天皇は明治二十三年十月三十日、時の内閣總理大臣山縣有朋、文部大臣芳川顯正を御前に召させ給ひ、辱くも教育に關する勅語を下し賜はり、我が國民教育の大本を御垂示になつた。文部大臣は直ちに勅語の謄本を全國の各學校に頒ち、添ふるに左の訓示を以てした。

謹テ惟フニ我カ天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ茲ニ忝ク勅語ヲ下タシタマフ顯正職ヲ文部ニ奉シ躬重任ヲ荷

ヒ日夕省思シテ嚮フ所ヲ懲ランコトヲ恐ル今勅語ヲ奉承シテ感奮措ク能ハス謹テ勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全國ノ學校ニ頒ツ凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ聖意ヲ奉體シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラサルヘク殊ニ學校ノ式日及其他便宜時ヲ定メ生徒ヲ會集シテ勅語ヲ奉讀シ且意ヲ加ヘテ諄々誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ

聖勅一たび渙發せらるゝや、恰も百川の海に朝するが如く、紛々たる群議全く迹を絶つて、人心自ら統一し、我が國民道德の大本は儼然として確立するに至つたのである。

第十五 教育に關する勅語の精神

第一段

朕惟フニ我力皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹
第十五 教育に關する勅語の精神

ツルコト深厚ナリ我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

謹みて按するに、この一段は我が國體の精華を宣べさせられ、我が國民教育の基づく所をお示しになつたものと拜察する。

我が肇國の精神は皇祖の神勅によつて明かであり、その規模は廣大で、しかも永遠に亘つて動かない大理想である。歴代の天皇は神勅を奉じて身を正しくし道を行はせられ、「義は乃ち君臣なるも情は父子を兼ぬ」との觀慮から、「人の祖おやの己が弱兒わいこを養ひ治ひたすことの如く」に民を愛し教を垂れ、以

て範を萬世に貽し給うたのである。

列聖の廣大無邊なる御仁慈に對し奉つて、下萬民は世々忠孝の道を盡し、一致協力して美しい國風を成して來た。

斯くの如く、上に連綿たる一系の皇統が君臨せられ、道德を本として臣民を愛撫し給ふことと、下に忠良な臣民があつて、皇室に忠を盡すと共に父祖に孝を盡すこととは、實に我が國體の純且美なる所であり、さうして我が國教育の淵源も亦實にこゝに存するのである。

之を要するに、我が國民教育の根本精神は、これを我が國體に求むべく、我等が學を修め業を習ふも、その究極は我が國體の精華に基づいて行はなければならぬのである。

第二段

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

この一段は、我が國民道德の大綱を明かにし給うたもので、これ即ち勅語の本論とも申し奉るべき所と拜察する。

謹んで聖旨を按するに、父母に孝に、兄弟姉妹よく友愛の道を盡し、夫婦相和するは家族の道であり、恭儉己れを持し、智能を啓發し、德器を成就するは自己に對する本務である。かくしてよく、信義・博愛の徳を行ひ、公益を廣め世務を開き、

社會公共の利益を増進するは、社會に對する道であり、國憲國法に遵ふは國家に對する心得である。

以上は常に於ける我が國民道德の要領であるが、一朝有事の際は身命を捧げて君國の爲に盡さなくてはならぬ。これらの諸徳を實踐躬行することは、これ即ち皇祖皇宗の聖旨を奉體する所以であつて、かくして我等は天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることが出来るのである。

第三段

是ノ如キハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

謹んで按するに、「是ノ如キハ」とは「父母ニ孝ニ」から「皇運ヲ扶翼スヘシ」までを受けて仰せられたので、即ち「父母ニ孝ニ」

から「義勇公ニ奉シ」までの聖訓を守り、以て皇運を扶翼し奉ることは、天皇に對して忠良な臣民であるばかりでなく、又各自の祖先が遺し傳へた美風を顯はすものであつて、忠孝はこゝに全く一となることを明かにし給うたものと拜察する。

四 第四段

斯ノ道ハ實ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

この一段は全體の結語とも申し奉るべきで、「斯ノ道」——「父母ニ孝ニ」から「義勇公ニ奉シ」までの道——は皇祖皇宗の

御遺訓であり、我等の遠い祖先から實踐躬行し來つた道徳である。故に畏くも皇祖皇宗の御子孫は常に人民と共に斯の道を御遵守遊ばされてゐる。

「斯ノ道」は皇祖皇宗の御遺訓であつて、君民いづれも遵守すべきであり、古今に通じて謬るべきでなく、又「斯ノ道」は天地の公道、世界の大經であつて、中外に施して悖る所なく、實に廣大無邊の大精神である。

最後に「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と仰せられ、恐れ多くも天皇御躬親ら率先して斯の道を實踐躬行せられ、臣民と俱に其の徳を一にせんことを切望せさせ給うたことは洵に感激に堪へない所で、

我等は誓つて斯の道を拳拳服膺し、以て君民一德の聖旨に報い奉らなくてはならない。

第十六 日本の使命

人類の文化

人類文化の發祥は、まづ自然の惠澤の豊かな地方に見られた。世界の歴史は(一)黄河・揚子江流域の支那、(二)ガンヂス・インダス流域の印度、(三)チグリス・ユーフラト流域のメソポタミヤ、(四)ナイル流域のエジプトに古代文化の榮えたことを教へてゐる。これらの土地は、いづれも氣候溫和、地味豐饒で、人類の生存に必要な條件を具備してゐる。

しかし、これら各地方に起つた世界最古の文化が、今日見

るやうな偉大な文化に達するまでには、幾千年の歲月を経て、幾多の民族が盛衰興亡の跡を重ね、幾千億萬の人間の努力が拂はれて來たことを知らなければならぬ。

印度の文化は中央アジアを經て支那に入り、支那文化と合流して、更に朝鮮より我が國に傳はつた。これが東洋文化である。一方メソポタミヤ及びエジプトの文化は、地中海を越えてヨーロッパに傳はり、ギリシヤ・ローマの文化を大成し、近世に至つて絢爛たる自然科學の花を咲かせた。これが西洋文化である。

印度の文化は佛教がその中核をなし、支那の文化は儒教をその骨子とする。前者は深遠な哲學思想を具へ、後者は

東洋文化と 西洋文化

實踐的道德思想を有してゐるが、これを一括して東洋文化として考へれば、いづれも精神文化の方面に於て、その特徴を見ることが出来る。之に反して、自然科學を基調とする西洋文化は、多く物質文化を以てその特徴とする。これらは特色にはそれゝ一長一短があるが、現代は西洋の文化によつて風靡されてゐることは疑のない事實で、一五三〇年コペルニクスが地動説を主唱して以來、自然科學の研究と應用とに依る發明發見は、社會生活の態様を一變し、物質文明の長足の進歩は、近世に於ける歐洲諸國をして全世界の優者たらしめたことは、今更言ふを俟たない。

○我が國の地位

我が國は、肇國以來惟神之道を中心とした固有の文化を

基調とし、印度・支那の文化を攝取して我が固有の文化と調和せしめ、否これを自家藥籠中のものとして自己の發展に資し、以て光輝ある國民文化を建設した。更に明治維新に至つて開國進取の國是と共に西洋の物質文明が澎湃として我が國に流入し、國民は年と共にこれを吸收し咀嚼して、自家の用に供し、僅々六七十年間に西洋數世紀間の進歩に追及し、或種の方面に於ては却つて大いにこれを凌駕するに至つた。かくして今や我が國の文化は世界列強に比肩して遜色のない状態に達したことは、世界文化史上的一大異彩と見られてゐる。

(4) 生命の進出
力

摸倣的と見るのは外國人の皮相的觀察で、維新開國後我が國民が成し遂げた業績は決して單なる摸倣ではなくて、優れた創造である。一體世界何れの國民と雖も、我が國民ほど外國の思想・文物に對して鋭敏な感覺を有するはない。これは我が國民がその生命の進出力に於て異常に強力であるといふ特徴を有つてゐるからである。從つて外國の文物——儒教、佛教、西洋思想——が我が國に輸入されて日本化せられるといふことの標徴は、要するにかかる強力なる生命の内容になり切つたといふことである。我等は屢々この事實をば「我が國體に一致する」といふ語を以て現はすのである。今日、佛教は既にその發祥地たる印度に於て亡

び、儒教も亦支那に於て廢滅に瀕してゐるが、我が國はよく兩者の長所を探り、その本來の精華を發揮せしめてゐる。種子は外國のものであるが、しかし、それは我が國體といふ沃地に來つて、始めてその十分なる結實を見るに至つたのである。加ふるに、今や我が國は盛んに西洋文化の長所を探り、これを國民文化に融合させて新日本文化を建設すべき道程にある。

之を要するに我が國の地理的位置と歴史的事情とから見て、東西文化を渾然融合してこれを我が固有の國民的理想に同化せしめ、以て綜合的な世界文化を建設することは、獨り我が國民に與へられた使命である。

我等は今、旬日ならずして本校の課程を終へ、實社會に進出すべき時となつた。その向ふ所は固より同じくないけれども、等しく中堅國民として前途益々多事多端なるべき我が國の實業界を雙肩に擔ふべき責任を有してゐる。我等はその責務の重且大なるに思を致し、國家の大本としての不易なる國體、古今に一貫し中外に施して悖らない皇國の道によつて、維れ新たなる日本を益々發展せしめ、以て皇運扶翼の大道にいそしむ覺悟がなくてはならぬ。

明簡 實業修身書 卷三 終

(略名) 英進勝部實修二十三

昭和十三年七月十五日 初版發行
昭和十三年十一月二十五日 訂正再版發行
昭和十六年七月三十日 訂正再版發行
昭和十六年七月二十五日 修正三版發行

明簡 實業修身書
定價各金四十五錢

著作者 勝 部 謙 造

東京市麹町區飯田町二丁目二十番地

中等學校教科書株式會社

代表者 山本慶治

大阪市西區京町堀上通三丁目三十七番地

北 村 一 郎

(西大 五二四號)



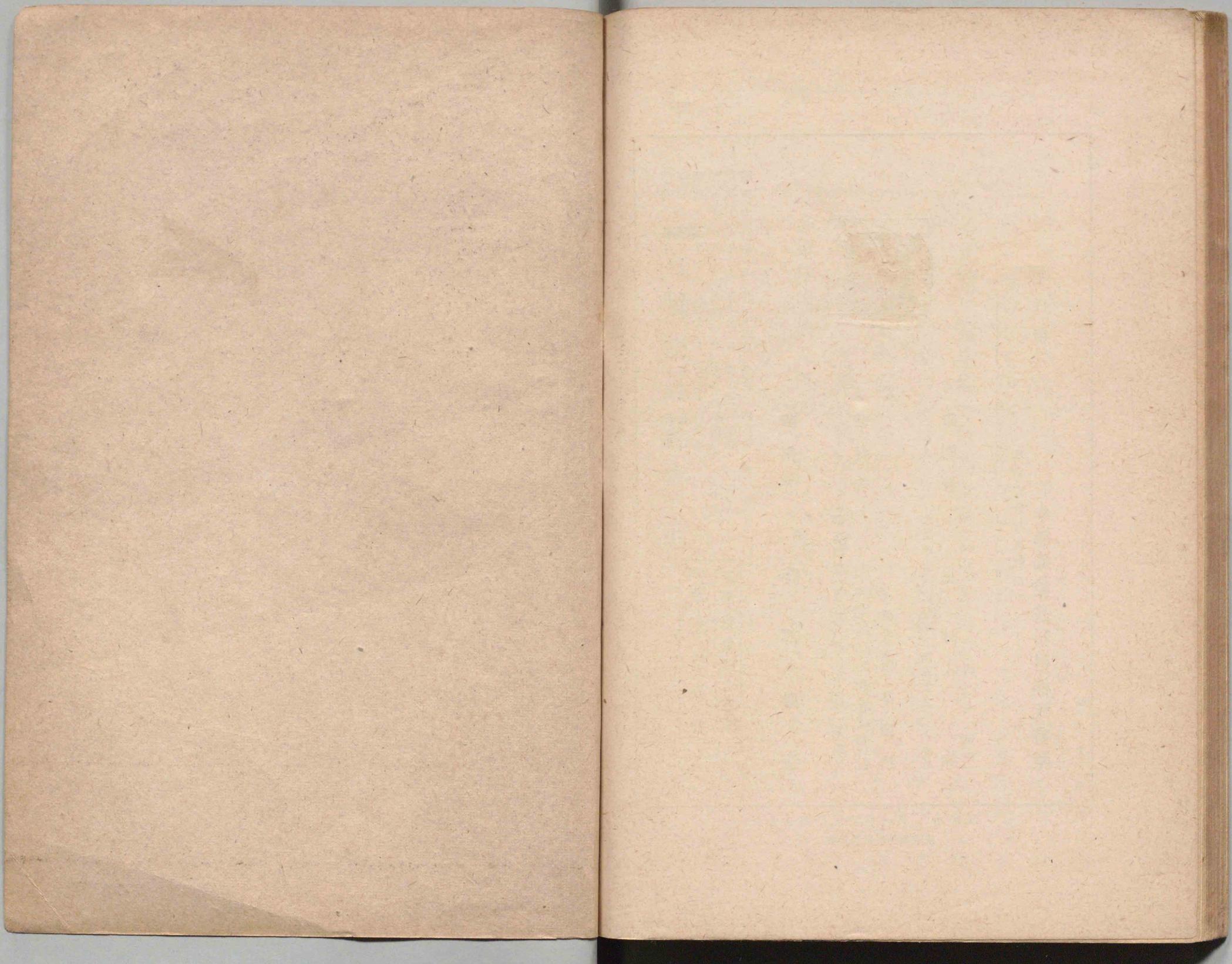
發行所

東京市麹町區飯田町二丁目二十番地

中等學校教科書株式會社

日本出版文化協會會員番號
一一七五二二

配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二ノ九



広島大学図書

2000025685

